

令和5年かすみがうら市告示第45号

かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少及び少子高齢化が進行する中、特にその進行が著しい地域において、市外の人材を積極的に誘致し、当該地域とともに地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、当該地域への起業家の創出及び定住を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき、かすみがうら市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(隊員の要件)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）をはじめとする都市地域等（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律

第15号)に規定する過疎地域,山村振興法(昭和40年法律第64号)に規定する振興山村,離島振興法(昭和28年法律第72号)に規定する離島振興対策実施地域又は半島振興法(昭和60年法律第63号)に規定する半島振興対策実施地域を有しない市町村)から市内に移し、本市に住民票を異動させた者(委嘱を受ける前に、既に市内に定住する者及び既に市内に住民票を異動させた者を除く。)

- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者
 - (3) 心身ともに健康で、活動に意欲と情熱があり、かつ、隊員としての活動終了後も市内に定住し、就業や起業する意思のある者
 - (4) 普通自動車免許を有している者
- (委嘱)

第3条 隊員は、前条を満たす者のうちから市長が委嘱する。

- 2 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、当該年度を超えないものとする。
- 3 隊員は、最大3年まで委嘱期間の更新ができるものとする。

(活動内容)

第4条 隊員は、市の連携を密にし、次に掲げる地域活動を行う。

- (1) 農林水産業への従事活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 住民の生活支援活動
- (4) 地域行事等への支援活動
- (5) 地域資源の発掘及び広報活動

(6) 空き家・空き店舗等の再生活動

(7) 都市との交流支援活動

(8) その他市長が必要と認めた活動

(隊員の種類)

第5条 隊員は、委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）とする。

(協力隊の業務の委託)

第6条 市は、協力隊の業務の全部又は一部を、個人事業者、法人又は任意の団体（以下「受入団体等」という。）に委託することができる。

2 受入団体等が協力隊の業務を受託し、委託型隊員を雇用する場合は、受入団体等が隊員の活動に要する費用を支弁し、受入団体等が雇用する委託型隊員を市長が委嘱する。

(委託型隊員の身分及び勤務条件等)

第7条 委託型隊員は地方公務員としての身分を有しないものとし、市長と委託型隊員との間に雇用関係は生じないものとする。

2 受入団体等に雇用される場合の委託型隊員の勤務条件等については、市長と受入団体等が協議し、受入団体等が定めるものとする。

(委託型隊員の解嘱)

第8条 市長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱の期間の途中であっても、受入団体等と協議し、委託型隊員を解嘱することができる。

(1) 委託型隊員が解嘱を申し出たとき。

- (2) 委託型隊員の心身の故障等により、活動を継続することができないとき。
- (3) 委託型隊員が市外へ転出したとき。
- (4) 受入団体等が業務委託契約の解除を申し出たとき。
- (5) その他市長が隊員として適当でないと認めるとき。

(隊員の報酬及び活動経費)

第9条 隊員の職務に対する報酬及び活動経費の額は、推進要綱に定める国が行う財政措置の範囲内とする。ただし、専門性の高い技能及び経験を有する者と市長が認める場合は、この限りでない。

(活動状況等の報告)

第10条 隊員は、毎月5日までに活動報告書(様式第1号)を作成し、前月分の活動内容を市長に報告しなければならない。

2 隊員は、毎年度末日までに当該年度の実績報告書(様式第2号)を作成し、関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(守秘義務)

第11条 隊員は、活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

かすみがうら市地域おこし協力隊

氏名

住所

活動報告書

報告日	年	月	日
報告月	年	月分	
活動内容			
翌月の活動予定内容			
その他報告事項等			

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

かすみがうら市地域おこし協力隊

氏名

住所

実績報告書

年度かすみがうら市地域おこし協力隊の実績報告について、かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱第10条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

報告日	年 月 日
活動日	年 月 日 ～ 年 月 日

関係書類添付